

令 7 環 境 政 策 第 1 3 1 号
令和 7 年 (2025 年) 5 月 2 日

都市計画決定権者

山 口 県

代表者 山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県知事 村岡 嗣政

下関北九州道路に係る環境影響評価準備書に対する
知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地から別添のとおり意見を述べます。

なお、本準備書に対する下関市長の意見は、別添写しのとおりです。

下関北九州道路に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

下関北九州道路（以下「本事業」という。）は、下関市から北九州市に至る橋梁部を含む延長約8 kmの道路を整備する事業であり、関門トンネル・関門橋の代替機能の確保、さらには循環型ネットワーク形成による関門地域の一体的発展を目的に計画されている。

一方、本事業では、橋梁の主塔及び橋脚が、藻場が存在し多様な水生生物が確認されている福浦湾の湾口に設置されるため、工事の実施に伴う水の濁りや、橋脚等の存在による流向・流速の変化等、水環境への影響が懸念される。

さらに、本事業の実施区域及びその周辺においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国際希少野生動植物種（以下「国際希少種」という。）に指定されているスナメリの生息が確認されているほか、重要な植物群落である彦島福浦町金比羅神社社叢を中心とした一帯が関門海峡を渡る鳥類の主要な起点となっていること等を踏まえると、事業の実施に伴う動植物の生息・生育環境の質的变化に対する影響予測には不確実性が残ることから、事業の実施に当たっては、動植物への影響を的確に把握することが重要である。

こうしたことから、都市計画決定権者は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の記載事項はもとより、以下の事項についても十分に留意した上で、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成すること。

1 全体的事項

(1) 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されておらず、交通や周辺市街地の状況等が今後変化する可能性がある。このため、具体的な事業計画の検討に当たっては、当該道路のみならず既存の周辺道路等も含んだ計画交通量を的確に予測し、将来の道路ネットワーク全体における環境負荷の低減に努めること。

なお、本事業の実施に伴い現段階で予測し得ない環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれが生じた場合には、専門家等と協議を行い、最新の知見や技術等を積極的に採用し、必要に応じて追加の環境保全措置等を講ずること。

(2) 多岐にわたる環境影響評価の実施により、その結果や関係資料等が膨大でかつ複雑なものとなっていることから、評価書の作成に当たっては、誤解が生じないようわかりやすい記載に努めること。

また、準備書では、道路構造の種類や橋梁の構造等の詳細が明らかにされていないため、評価書では可能な限り具体的に記載すること。

(3) 水環境や陸域動物等については、環境監視の実施について検討し、その結果を評価書に記載すること。事後調査や環境監視の実施に当たっては、工事中及び供用後における実施計画を工事等の着工前に作成し、関係行政機関へ提出するとともに、その結果について、必要に応じて専門家等の指導・助言を得た上で、適切に環境保全措置を講ずること。

また、本事業の事後調査結果の公表は工事完了後とされているが、工事が長期間にわたるため、環境監視結果と併せ、工事中も含めた適切な頻度で公表すること。

- (4) 本事業の実施に当たっては、工事に係る住民説明会等の場の活用等により、地域住民等に対し環境保全措置等について丁寧な説明を行い、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 自動車の走行に係る二酸化窒素濃度、騒音等の予測に当たっては、計画交通量等の交通条件が重要な外部要因であることから、適切な計画交通量を採用し、その採用根拠を含め評価書では具体的に記載すること。

イ 建設機械の稼働に係る粉じん等について、環境保全措置を講ずることにより、全地点で予測値が参考値を満足するものの、現況値の把握が正確に行われていないことにより、評価の妥当性が判断できず、粉じん等による影響が懸念される地点が存在する。対象事業実施区域及びその周辺には住居等があることも踏まえ、評価書の作成に当たっては現況値を正確に把握し、生活環境への影響が著しいものと予測される場合は、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

(2) 水環境・水生生物

ア 工事中の局地的大雨や集中豪雨による土砂の流出及び潮流が強い関門海峡での水底の掘削工事による水の濁りを防止するため、最新の知見や技術等を採用し、必要な環境保全措置を講ずること。

イ 本事業で橋梁の主塔及び橋脚が湾口に設置される福浦湾には自然環境のまとまりの場である藻場が存在し、多様な水生生物が確認されている。主塔及び橋脚が設置されることに伴い、工事中的水の濁りや流向・流速の変化に伴う水生生物の生息・生育環境への影響が懸念され、その影響予測には不確実性が残るため、事業の実施に伴う藻場の変化等について、環境監視の実施を検討すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺海域では、国際希少種であるスナメリの生息が確認されている。本種の生態を踏まえ、活動が盛んである夜間に工事を実施しない計画とされているが、一方で休息中である昼間に、工事による水中音にさらされるおそれがある。また、自動車の走行に伴い発生する水中音に係る知見がないとされているため影響の予測に不確実性が残る。そのため、事後調査を実施した結果影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 陸域動物

対象事業実施区域及びその周辺に存在する彦島福浦町金比羅神社社叢等は多様な鳥類が関門海峡を越えて南へ渡る起点となっているとともに、それら鳥類を獲物とするハヤブサやハイタカなどの狩り場でもあることから、事業実施に伴う鳥類の利用状況の変化やバードストライクの発生等の懸念がある。このため、鳥類への影響について環境監視の実施を検討するとともに、環境保全措置に不足が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 陸生植物

対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な陸生植物や重要な植物群落の彦島福浦町金比羅神社社叢は、準備書において環境影響は回避又は低減されていると評価されている。しかし、彦島福浦町金比羅神社社叢の生育環境が道路の存在に伴い生じる日射量の変化等によって質的な変化が生じないことを裏付ける具体的な資料や、重要種の確認地点が示されていないため、評価書で詳細に示すこと。

(5) 景観

本事業は、両県県民に親しまれている関門海峡に橋梁を設置する計画であるため、既存の景観と調和したデザイン、色彩を採用するだけでなく、そこに設置される橋梁を対岸から見た眺望景観にも配慮し、新たな関門景観を構成するシンボルとなるよう検討を進めること。

(6) 廃棄物等

ア 工事の実施に伴う廃棄物について、山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）において、産業廃棄物の減量に関する目標を設定していることを踏まえ、更なる発生抑制を行うとともに、可能な限り再生利用した上で、最終処分量を削減すること。

イ 工事に伴う建設発生土は約 919 千 m^3 と予測されており、そのうち約 787 千 m^3 を対象事業実施区域外へ搬出することとしている。対象事業実施区域内での利用及び工事間利用を促進し、建設発生土の発生量及び最終処分量の抑制に努めること。

(7) 温室効果ガス等

事業の実施に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの低減については、道路のライフサイクル全体においてその排出による環境への負荷を低減するため、最新の知見や技術等の活用を努め続けること。



写

下環政第605号

令和7年(2025年)3月26日

山口県知事 村岡 嗣政 様

下関市長 前田 晋太郎



下関北九州道路環境影響評価準備書について(回答)

令和6年(2024年)10月1日付け令6環境政策第481号で照会のあった
標記の件について、別紙のとおり市長意見として回答いたします。

別紙

1 全般的事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、事業計画や環境保全措置について地元住民への分かりやすく丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民からの環境に関する要望・苦情等に適切に対応すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて、関係行政機関と十分に協議を行うこと。
- (3) 本事業は、供用後に野生鳥獣の道路内への侵入や構造物への衝突による事故の発生が想定されるため、ドライバーの安全確保及び野生鳥獣との共存を推進するよう、侵入防止柵の設置等の環境保全措置については、道路構造の設計段階から現地条件等に応じた効果のあるものとする。
- (4) 本事業の実施者では十分吸収されない既存の下関都市計画道路への環境影響については、都市計画決定権者が適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気質・騒音・振動

ア 本事業は、下関市、北九州市の都市部を結ぶ循環型ネットワークの形成により交通量の増加が見込まれるため、既存道路との接続位置及び道路の詳細設計等の検討にあたっては、都市計画決定権者を含めた関係機関と連携して、当該道路の将来交通量だけでなく、当該道路の供用に伴い変化すると想定される周辺道路の将来交通量も含めて検討し、生活環境への影響が少なくなるよう十分な配慮を行うこと。

イ 交通量予測に基づく大気汚染物質発生量には想定外の渋滞発生等の不確実性が存在することが懸念されるため、供用後に想定されない影響が発生した場合は、事後調査の実施や追加の環境保全措置について検討すること。

ウ 遮音壁については、事業実施段階における住居等の立地状況や本事業と類似する先行事例における騒音の状況を踏まえ、設置する区間及び種類等を適切に設計すること。

(2) 水質

ア 工事の実施にあたっては、突然の大雨による海、河川等への土砂流出防止のため、最新の知見や技術等を最大限取り入れて、現地条件等に適した環境保全措置を講じること。

イ 水底の掘削工事の実施にあたっては、関門海峡という強い潮流が発生する条件下における海面汚濁防止の徹底を図るため、最新の知見や技術等を最大限取り入れて、現地条件等に適した環境保全措置を講じること。

(3) 動物・生態系

ア 工事においては長い期間を要することが想定されることから、注目種の生息の状況変化だけでなく、食物連鎖に関連してそれらの餌資源となる生態系に及ぼす影響の程度を適切に把握するため、必要に応じて、追加の現地調査及びその結果を踏まえた適切な環境保全措置を講じること。

イ 事業実施により生息環境が保全されない可能性があるミサゴ、フクロウ、スナメリについては、工事中の環境保全措置のほか、工事前から工事中において事後調査としてモニタリング調査の実施が計画されているが、必要に応じて、その結果を踏まえた追加の環境保全措置を講じること。

ウ 鳥の渡りやバードストライクについては、過去の長大橋の建設における実績データ並びに最新の知見や技術等を積極的に取り入れて、環境保全措置がより効果のあるものとする。

(4) 景観

橋梁部分については、身近な景観に大きな変化を与えることは避けられないことから、周辺景観と調和したデザイン・色彩の検討を行うだけでなく、代償措置として、市民に愛される関門海峡における新しい景観のシンボルとなるよう配慮すること。その際、市民の意見を踏まえる等、親しみを増すような取組を進めること。